

36. 自然環境整備交付金 環境保全施設整備交付金事業

平成30年度予算案額：
2,282百万円

目的・概要

国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与することを目的としている交付金事業。

●対象者

都道府県

●対象事業

都道府県又は都道府県の補助を受けて市町村が実施する以下の事業

(1) 国立・国定公園整備

公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設等

※国立公園整備については、植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外

(2) 国立公園及び国定公園区域外の整備

長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地等)

平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

(3) 国立公園施設の長寿命化対策整備

インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

●支援内容

(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限

(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能

○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能

○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)

これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

●事業イメージ

自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金	
<p>背景・目的</p> <p>政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。</p>	<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然環境整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ○国立公園整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備 ○国定公園等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境整備交付金 ・国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備 ・長距離自然歩道(国立・国定公園区域と重複する区間を除く)の歩道、標識等の整備 ・国指定鳥獣保護区(既着手事業の区域に限る)の自然再生施設の整備及び調査等 ●環境保全施設整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備
<p>事業スキーム</p> <p>※負担割合：国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業 総事業費の2分の1 国定公園等整備事業 総事業費の100分の45</p>	<p>期待される効果</p> <p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与する。</p>
<p>イメージ</p> <p>国立公園整備事業</p> <p>国定公園等整備事業</p> <p>長寿命化対策整備事業</p>	

○問い合わせ先：環境省近畿地方環境事務所 自然環境整備課

電話 06-4792-0704 FAX 06-4790-2800